

鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例（平成18年鹿沼市条例第54号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第8条第1項の規定による協議は、飼養施設等設置事前協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 飼養施設等の設置の必要性を具体的に示す書類
- (2) 飼養施設等の設置場所の選定理由、規模等の根拠を示す書類
- (3) 飼養施設等の用地の取得、造成等に関する計画書
- (4) 計画者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (5) 飼養施設等の経営管理のための組織体制、維持管理方法、利用方法等に関する経営計画書
- (6) 資金計画書
- (7) 貸借対照表
- (8) 収支計算書
- (9) 飼養施設等の管理規程の案
- (10) 計画地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした2,500分の1以上の縮尺の見取図
- (11) 都市計画図に飼養施設等を設置する場所を示したもの
- (12) 飼養施設等の配置図及び墳墓、緑地、通路等の設計図又は焼却炉の設計図
- (13) 飼養施設等の敷地に係る登記事項証明書、地積測量図及び公図の写し
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 協議書の提出は、法第10条第1項の登録又は条例第14条第1項の規定による申請（以下「申請」という。）をしようとする日の前120日までに行わなければならない。ただし、同日前に前項の協議が終了した場合は、同日前に当該申請をすることができる。

(標識の設置等)

第3条 条例第9条第1項の規定による標識の設置は、飼養施設等設置計画標識（様式第2号。以下「標識」という。）により行わなければならない。

- 2 標識は、計画地が道路に接する部分（当該計画地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）の地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなる位置に設置するものとする。
- 3 標識の設置期間は、協議書を提出した日から工事が完了する日までとする。
- 4 計画者は、標識の記載事項が前項の設置期間中不鮮明とならないように、これを

維持管理しなければならない。

(標識の設置届)

第4条 条例第9条第2項の規定による届出は、標識を設置した日の翌日から起算して7日以内に、標識設置届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
 - (2) 標識の設置状況及び記載内容を写した写真
- (説明すべき計画の内容)

第5条 条例第10条第1項に規定する説明会(以下「説明会」という。)において、計画者が説明すべき計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画者に関すること。
- (2) 計画地の所在地、形態、規模及び土地利用計画に関すること。
- (3) 施設及び設備の内容並びにこれらの設計者に関すること。
- (4) 工事に係る工期、工法及び作業方法並びに施工者に関すること。
- (5) 事業内容に関すること。
- (6) 周辺的生活環境に及ぼす影響及びその対策に関すること。
- (7) 条例第11条第1項に規定する意見の申出の期間及び方法に関すること。
- (8) その他飼養施設等の設置等の計画に関すること。

(説明会等の履行期限等)

第6条 説明会は、標識を設置した日の翌日から起算して20日以内に行わなければならない。

2 計画者は、説明会を開催した日の翌日から起算して10日を経過するまでの間、当該説明会に出席することができなかつた関係住民からの説明の申出を受けなければならない。

3 前項の申出をした関係住民への説明は、当該申出のあった日の翌日から起算して15日以内に行わなければならない。

(説明会等の報告)

第7条 第10条第2項の規定による報告は、説明会を行った日の翌日から起算して7日以内に、説明会報告書(様式第4号)に当該説明会に使用した書類を添付して行わなければならない。

(関係住民との協議等)

第8条 条例第11条第1項の規定による協議の期間は、申請をしようとする日の前30日までとする。ただし、同日前に当該協議が終了した場合は、同日前に当該申請をすることができる。

2 条例第11条第1項に規定する意見の申出は、意見申出書(様式第5号)を計画者に提出して行わなければならない。

3 計画者は、前項の意見申出書の提出があったときは、提出のあった日の翌日から起算して10日以内に、当該意見申出書を提出した者と協議を開始しなければならない。

4 条例第11条第2項の規定による報告は、協議を行った日の翌日から起算して7日以内に、協議報告書（様式第6号）を提出して行わなければならない。

（許可の申請）

第9条 条例第14条第1項に規定する申請書は、ペット愛護等施設設置許可申請書（様式第7号）とする。

2 条例第14条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2条第1項各号に掲げる書類

(2) ペット愛護等施設を設置しようとする敷地の境界から500メートル以内の詳細図

(3) ペット愛護等施設の具体的な維持管理計画の分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（許可又は不許可の通知）

第10条 条例第14条第2項（条例第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、ペット愛護等施設設置（変更）許可（不許可）決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（変更の許可申請）

第11条 条例第16条第2項に規定する申請書は、ペット愛護等施設変更許可申請書（様式第9号）とする。

2 条例第16条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2条第1項各号に掲げる書類のうち、変更に関する書類

(2) ペット愛護等施設を設置しようとする敷地の境界から500メートル以内の詳細図

(3) ペット愛護等施設の具体的な維持管理計画の分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（変更の届出）

第12条 条例第16条第4項の規定による届出は、変更のあった日の翌日から起算して30日以内に、ペット愛護等施設変更届（様式第10号）を提出して行わなければならない。

（完了の届出）

第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、工事が完了した日の翌日から起算して15日以内に、ペット愛護等施設設置（変更）工事完了届（様式第11号）を提出して行わなければならない。

（中止及び廃止の届出）

第14条 条例第18条第1項の規定による届出は、ペット愛護等施設設置（変更）
工事中止届（様式第12号）を提出して行わなければならない。

2 条例第18条第2項の規定による届出は、ペット愛護等施設廃止届（様式第13
号）を提出して行わなければならない。

（地位の承継の届出）

第15条 条例第21条第2項の規定による届出は、条例第12条の許可を受けた者
の地位の承継があった日の翌日から起算して30日以内に、ペット愛護等施設承継
届（様式第14号）を提出して行わなければならない。

（改善勧告）

第16条 条例第22条の規定による改善の勧告は、改善勧告書（様式第15号）に
より行うものとする。

（改善命令）

第17条 条例第23条の規定による改善の命令は、改善命令書（様式第16号）に
より行うものとする。

（許可の取消し）

第18条 市長は、条例第24条の規定により許可を取り消したときは、その旨
をペット愛護等施設設置許可取消通知書（様式第17号）により設置者に通知する
ものとする。

（使用禁止命令）

第19条 条例第25条の規定による使用の禁止命令は、ペット愛護等施設使用禁止
命令書（様式第18号）により行うものとする。

（公表等）

第20条 条例第26条の規定による公表は、市役所、支所及び出張所の掲示板に掲
示するほか、市広報への掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、条例第25条の規定に違反し、その措置命令
に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに
主たる事務所の所在地）並びに条例に違反している事実等とする。

（身分証明書）

第21条 条例第27条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第19号）と
する。

（焼却炉の設備の基準）

第22条 条例別表第4項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 空気の取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく焼却で
きること。

(2) 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が確認できる
燃焼室内温度計を設置していること。

- (3) 燃焼室には主燃焼室と二次燃焼室が設けられ、二次燃焼室の燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態を2秒以上確保できる容積、構造のものであること。
- (4) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- (5) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (6) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
- (7) 煙突の先端から火炎又は黒煙が外部に排出し、及び飛散しないよう十分な能力を有する構造並びに装置が設けられていること。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式であって、この規則の施行の際現に使用しているものは、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

（表）

飼養施設等設置事前協議書

年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者 住所
氏名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

記

飼養施設等の名称	
飼養施設等の所在地	鹿沼市
協議の区分	設置 変更
標識の設置予定日	年 月 日
説明会開催予定日	年 月 日
申請予定日	年 月 日
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

(裏)

1 飼養施設等の名称

2 飼養施設等の所在地及び敷地面積

飼養施設等の所在地	鹿沼市
飼養施設等の敷地面積	m ²

3 飼養施設等の設備の処理能力

4 飼養施設等の設備の位置及び構造に関する計画

5 飼養施設等の維持管理に関する計画

様式第2号（第3条関係）

飼養施設等設置計画標識

計 画 の お 知 ら せ	
名 称	
所 在 地	鹿沼市
種 類	繁殖施設 ドッグラン施設 ペット霊園 その他
施 設 等 の 概 要	敷地面積 m²
	区 画 数 区画
	駐 車 台 数 台
	緑 地 率 % (緑地面積/敷地面積×100)
	墓 地 形 態
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 日	年 月 日
設 置 予 定 者	
設 置 予 定 者 の 住 所	
工 事 施 行 業 者	
標 識 設 置 年 月 日	年 月 日
<p>この標識は、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第9条第1項の規定により設置したものです。</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 住 所</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>	

↑

120センチメートル以上

↓

←

90センチメートル以上

→

様式第3号（第4条関係）

標 識 設 置 届 出 書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
氏 名 印
届出者 電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

飼養施設等設置計画標識を設置しましたので、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設
の設置に関する条例第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

標 識 設 置 年 月 日	年 月 日
飼 養 施 設 等 の 名 称	
飼 養 施 設 等 の 所 在 地	鹿沼市
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

様式第4号（第7条関係）

説 明 会 報 告 書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
氏 名 印
報告者 電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

関係住民への説明会を開催しましたので、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

飼養施設等の名称	
飼養施設等の所在地	鹿沼市
説明会の日時及び場所	
関係住民の出席者数	
説明会の概要	
関係住民の意見	

様式第5号（第8条関係）

意 見 申 出 書

年 月 日

設置者 様

住 所
氏 名 印
申出者 電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

飼養施設等の設置等の計画について、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり協議を申し出ます。

記

飼養施設等の名称	
飼養施設等の設置場所	
協議を求める事項	

様式第6号（第8条関係）

協 議 報 告 書

年 月 日

鹿沼市長

宛

住 所
氏 名 印
報告者 電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

関係住民と協議を行いましたので、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

飼 養 施 設 等 の 名 称	
飼 養 施 設 等 の 所 在 地	鹿沼市
協 議 し た 日 時 及 び 場 所	
関係住民の意見及び協議内容	
協議について合意した内容	

様式第7号（第9条関係）

（表）

ペット愛護等施設設置許可申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
氏 名 印
申請者 電話番号
（法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号）

鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

ペット愛護等施設の名称			
ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市		
工事着手予定日	年 月 日	地目	
工事完了予定日	年 月 日		
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）			

(裏)

1 ペット愛護等施設の名称

2 ペット愛護等施設の所在地及び敷地面積

ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市
ペット愛護等施設の敷地面積	m ²

3 ペット愛護等施設の設備の処理能力

4 ペット愛護等施設の設備の位置及び構造に関する計画

5 ペット愛護等施設の維持管理に関する計画

様式第8号（第10条関係）

ペット愛護等施設設置（変更）許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請のあったペット愛護等施設の設置（変更）許可申請
について、下記のとおり許可（不許可）の決定をしたので通知します。

記

申請者	住所	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	
ペット愛護等施設の名称		
ペット愛護等施設の所在地		鹿沼市
不許可の理由		

教示

- この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第9号（第11条関係）

（表）

ペット愛護等施設変更許可申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者 住所
氏名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

ペット愛護等施設の名称		
ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市	
変更の内容		
変更の理由		
工事着手予定日	年 月 日	地目
工事完了予定日	年 月 日	
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）		

(裏)

1 ペット愛護等施設の名称

2 ペット愛護等施設の所在地及び敷地面積

ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市
ペット愛護等施設の敷地面積	m ² (変更前) m ²

3 ペット愛護等施設の設備の処理能力

変更後の設備の処理能力	変更前の設備の処理能力

4 ペット愛護等施設の設備の位置及び構造

変更後の設備の位置及び構造	変更前の設備の位置及び構造

5 ペット愛護等施設の維持管理に関する計画

様式第10号（第12条関係）

ペット愛護等施設変更届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所
氏名 印
届出者 電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第16条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市
変更の内容	
変更の理由	
変更日	年 月 日
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

様式第11号（第13条関係）

ペット愛護等施設設置（変更）工事完了届

年 月 日

鹿沼市長 宛

届出者 住所
氏名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

年 月 日付け 第 号で許可を受けたペット愛護等施設の設置
(変更)工事が完了したので、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する
条例第17条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

様式第12号（第14条関係）

ペット愛護等施設設置（変更）工事中止届

年 月 日

鹿沼市長 宛

届出者 住所
氏名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

年 月 日付け 第 号で許可を受けたペット愛護等施設の設置
(変更)工事を中止したので、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する
条例第18条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市
中 止 の 理 由	
中 止 年 月 日	年 月 日
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

様式第13号（第14条関係）

ペット愛護等施設廃止届

年 月 日

鹿沼市長 宛

届出者 住所
氏名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

年 月 日付け 第 号で許可を受けたペット愛護等施設を廃止したので、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第18条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日
事務処理欄（この欄は、記入しないでください。）	

様式第14号（第15条関係）

ペット愛護等施設承継届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所
氏名 印
承継者 電話番号
(法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号)

ペット愛護等施設の設置者の地位を承継しましたので、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第21条第2項の規定により、下記のとおり事実を証する書面を添えて届け出ます。

記

許可年月日	年月日
許可番号	第号
ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の所在地	鹿沼市
設置者の住所及び氏名 (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
承継の理由	
承継年月日	年月日

備考 承継の原因が相続の場合は承継人の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の登記事項証明書を添付すること。

様式第15号（第16条関係）

改 善 勸 告 書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



下記のペット愛護等施設は、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第15条に規定する許可の基準等に適合していないので、同条例第22条の規定により、
年 月 日までに改善することを勧告します。

記

ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の設置の場所	鹿沼市
不適合事項及び改善事項	

様式第16号（第17条関係）

改 善 命 令 書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



下記のペット愛護等施設は、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第15条に規定する許可の条件等に適合していないので、同条例第23条の規定により、
年 月 日までに改善することを命じます。

記

ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の設置場所	鹿沼市
不適合事項及び改善事項	

教 示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第17号（第18条関係）

第 号
年 月 日

ペット愛護等施設設置許可取消通知書

様

鹿沼市長



年 月 日付け 第 号により設置を許可した下記施設について、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第24条の規定により、下記の理由により当該許可を取り消したので通知します。

記

ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の設置場所	鹿沼市
許可取消年月日	年 月 日
取消しの理由	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

第 号
年 月 日

ペット愛護等施設使用禁止命令書

様

鹿沼市長



下記のペット愛護等施設は、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第12条の規定等に違反しているので、同条例第25条の規定により、当該許可施設の使用の禁止を命じます。

記

ペット愛護等施設の名称	
ペット愛護等施設の設置場所	鹿沼市
使用禁止命令年月日	年 月 日
使用禁止の理由	

教示

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第19号（第21条関係）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写 真		所属 職名 氏名
<p>上記の者は、鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例第27条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。</p>		
	年 月 日	鹿沼市長 印

（裏）

鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例（抜すい）

（立入調査）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員にペット愛護等施設に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。